

平成21年度障害者自立支援調査研究プロジェクトの研究事業

「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した
障害者等の地域生活移行のための効果的な
支援プログラムの開発に関する研究」

報 告 書

目 次

はじめに	1
調査研究事業計画	6
調査研究事業報告	9
I. 支援プログラム	
1. 支援プログラムの目的	17
2. 支援プログラム開発の必要性	17
3. 対象障害	17
4. 用語の定義	17
5. 対象者	18
6. 支援プログラムの基本的な考え方	20
7. 具体的手法	21
(1) 障害者ケアマネジメントの活用	21
(2) 地域移行に向けての支援と地域移行後の定着支援を一連 として捉えた支援プログラムの作成	22
8. 支援プログラムの作成方法	23
資料① 支援の領域	33
資料② 「アセスメントからのチェックシート」用 支援目標モデル	35
資料③ 「プランニング表」用 具体的支援方法モデル	39
資料④ 支援プログラム様式	61
アセスメント表	62
アセスメントからのチェックシート	64
プランニング表	65
モニタリング表	66
更生保護施設用アセスメント表	67
更生保護施設用プランニング表	70
II. 受け入れマニュアル（ポイント）	
1. 資料	
① 刑事司法の手続きの流れ	76
② 矯正施設入所者と更生保護	81
③ 地域生活定着支援センターの事業の概要	84

2. 受け入れマニュアル	
① 障害福祉施設 編	87
② 救護施設 編	105
③ グループホーム・ケアホーム 編	123
④ 地域生活支援センター 編	141
3. 受け入れのポイント	
更生保護施設 編	157
Ⅲ. 課 題	173
Ⅳ. 「事 例 集」	177
Ⅴ. 地域支援プログラムのモデル事業実績報告書	
1. 社会福祉法人 飛山の里福祉会	255
2. 社会福祉法人 滋賀県社会福祉事業団	279
3. 独立行政法人 国立のぞみの園	293
Ⅵ. 資 料	
1. 地域生活移行個別支援特別加算額	315
2. 平成20年度矯正統計（抜粋）	318
3. 矯正施設での面会の質問内容例	323
4. 合同支援会議（様式）	328
Ⅶ. 研究検討委員会名簿	331
Ⅷ. 参考文献	335

は じ め に

1 経緯

当法人は、平成15年10月に独立行政法人へ組織替えし、厚生労働大臣から示された中期目標を達成すべく、各種事業に取り組んでいます。

平成20年度から始まった第Ⅱ期の中期目標期間では、「行動障害などがあり、著しく支援が困難な人たち」について、自立した生活が可能となるような支援モデルの構築に重点的に取り組むこととしましたが、「支援が著しく困難な人たち」の一類型と言える「罪を犯した知的障害者等」の問題が大きな政策課題として浮上しつつあり、当法人としてこの問題に積極的に取り組む必要があると考えました。

この問題については、既に長崎県の社会福祉法人南高愛隣会の田島理事長を中心とする研究班が、厚生労働科学研究費補助金を受けて、平成18年度から3年計画で調査研究を進めていました。

その平成18年度報告書では、矯正施設の収容者の中に知的障害のある人、また、知的障害が疑われる人が少なからず含まれ、これらの人は退所後の再犯率が高いことなど、知的障害のある人たちの福祉に携わっている関係者にとって衝撃的な実態が明らかにされました。さらに、その平成19年度報告書では「矯正施設、更生保護施設と福祉サービス事業等をつなぐ架け橋として、（仮称）社会生活支援センター（注：現在の地域生活定着支援センター）を都道府県単位で設立」すべき旨の提言が行われました。

当法人は、このような田島班の研究成果を踏まえ、また、法務省と厚生労働省を中心とした国における検討状況を勘案し、平成20年度においては厚生労働省の「障害者保健福祉推進事業」の補助金を受けて、「地域生活定着支援センター」の担うべき具体的な機能、さらに、地域の関係者の連携協力による支援体制の仕組み作りなどについて調査研究を行いました。研究テーマは、「罪を犯した知的障害者の自立に向けた効果的な支援体制と必要な機能に関する研究」としました。

この平成20年度の研究では、

- ◇ 第一に、罪を犯した知的障害者を実際に受け入れ、地域生活移行に向けたモデル的な支援の実践
- ◇ 第二に、その実践を踏まえつつ、法務と福祉の橋渡し役を担う「地域生活定着支援センター」の仕組みや機能に関する提言
- ◇ 第三に、これらの研究の成果について情報発信をするためのセミナーの開催

以上三つの柱を立てて取り組み、関係者のご協力、ご助言を得て報告書をまとめることができました。

国においては、平成21年度から「地域生活定着支援センター」事業を開始するための予算が計上され、矯正施設退所者を実際に受け入れる福祉施設も次第に増えることが見込まれる一方、福祉施設で受け入れ後の地域移行に向けた効果的な支援方法、さらに、施設を退所した後の地域定着のための効果的な支援方法は未整理であり、支援の現場では試行錯誤の繰り返しで取り組んでいる場合が多いと考えられました。

このため、平成21年度の研究では、前年度と同様に厚生労働省の「障害者保健福祉推進事業」の補助金を受けて、福祉施設等において先駆的に取り組んだ事例を収集・分析し、矯正施設から福祉施設への受け入れ、福祉施設における地域移行に向けた支援、さらに地域に移行後の定着支援までを一連の流れとして捉えた支援プログラムを開発し、矯正施設を退所した知的障害者等の地域定着促進に寄与することとしました。

2 平成21年度調査研究の経過と成果の概要

この研究を進めるために、この問題に先駆的に、かつ、意欲的に取り組んでいる障害者福祉施設、ケアホーム、救護施設、更生保護施設、地域生活支援センター（障害者就業・生活支援センター）などで実際に支援に従事している方々にご参加いただき、研究検討委員会を設置し、合計6回開催しました。

また、研究検討委員会の会合には、アドバイザーとして、法務省の矯正局と保護局、保護観察所、地方更生保護委員会、厚生労働省の社会援護局と障害保

健福祉部からそれぞれ担当官の方々にご出席をお願いしました。

研究検討委員会の設置後、まず、委員が所属する障害者福祉施設、地域生活支援センター等における地域移行に向けた、あるいは、地域定着に向けた支援の実践例を、できる限り多様な対象者が含まれるように留意しつつ収集し、これにより得られた情報を整理し、支援の効果の分析、課題の整理等を行うことにより、支援プログラムの開発につなげることにしました。

次に、どのような支援プログラムを開発するかの議論を進めるにあたって、次の二点を前提としました。

第一に、この研究の目的は、「矯正施設を退所した知的障害者が福祉の支援を受けることにより地域で自立した生活を営むこと」を目指すものであり、再犯の防止を直接の目的とするものではないことです。自立した生活が実現できれば、再犯防止につながりますが、それはあくまでも副次的な効果という位置づけです。

第二に、再犯の防止を直接の目的とするものではないが、福祉施設等における支援目標の設定と個別支援計画の作成にあたっては、丁寧なアセスメントの実施により犯罪行為に至った要因をできる限り把握した上で、その要因の軽減・除去に向けて、犯罪行為を誘発しないような環境調整、さらには、本人の問題解決に対するゆがみ（「認知」のゆがみ）を修正するための教育・訓練などに関する事項を組み込む必要があるということです。ただし、衝動的な犯罪、重大な暴力犯罪、薬物中毒などの事例は、福祉の現場では限界があり、治療教育の専門家に委ねる必要があります。

これらの前提の下、支援プログラムの開発に取り組みましたが、福祉の現場で支援に携わる人たちになじみがあって、利用しやすいように、障害者ケアマネジメントの手法を活用しました。

具体的に、開発した支援プログラムの概要を時系列で説明しますと、次のようになります。

◇ まず、矯正施設、保護観察所、福祉事務所等からの聞き取り、本人との面接、本人の行動観察などによりアセスメントを実施しますが、その中で生育歴、犯罪にいたった経緯と要因などをできる限り把握する。（アセスメント表

の作成)

◇ 次に、アセスメントに基づき、本人の認知のゆがみの修正、また、犯罪行為を誘発しないような環境の調整に寄与すると考えられる支援目標（例えば、本人の再犯予防の意識の向上、安心できる生活の場の確保、信頼できる人間関係作りなど）を三つないし五つ程度設定する。（把握された犯罪に至った要因に対応する支援目標を設定するためのチェックシートの作成）

◇ 次に、支援目標達成のための具体的な支援方法を盛り込んだ個別支援計画を作成する。（個別支援計画表の作成）

なお、個別支援計画に記載する具体的な支援方法は、法令遵守、生活基盤（住まいの確保、所得保障、福祉サービスの利用等）、健康管理、社会的リハビリテーション（コミュニケーション、就労等）などの領域別に定めていくことがわかりやすいと考え、「支援の領域」という概念を導入しています。

また、調査研究事業計画では、地域移行に向けての支援プログラムと地域定着支援のプログラムの2種類のプログラムの開発を想定していましたが、地域移行前と移行後で、あるいは、施設生活と地域生活で分離するより、矯正施設退所から地域定着までを一連の流れとして捉えて一つの支援プログラムにまとめ、入所時期、地域移行準備時期、地域移行後の定着支援の時期など節目、節目で支援目標の達成状況についてモニタリングを行い、支援目標や個別支援計画を定期的に見直していくことが有効であるとの結論に至りました。

この支援プログラムが実際に利用される場としては、障害者福祉施設、救護施設、グループホーム・ケアホーム、地域生活支援センター、更生保護施設などが想定されますが、これらの施設・事業所では、受け入れのための準備や手続き、連絡調整や連携協力の相手方などが自ずと異なると考えられます。そこで、これらの施設・事業所の別に、受け入れマニュアルを5種類作成しました。

また、この支援プログラムの具体的な利用方法をわかりやすく示すために、研究検討委員会の委員が既に取り組んだ10の事例について、アセスメント表、チェックシート及び個別支援計画表に記入することにより再整理し、事例集としてまとめました。

以上のように支援プログラムの開発に取り組む一方、研究の一環として、当法人、滋賀県社会福祉事業団、栃木県社会福祉法人飛山の里福社会の三法人

が共同して、地域生活に定着できるように支援するモデル事業にも取り組みました。

このモデル事業を通じて得られた成果は支援プログラムの開発に一部反映されていますが、むしろ、開発された支援プログラムの有効性をこのモデル事業を通じて検証する必要があると考えており、このモデル事業を来年度以降もしばらく継続したいと考えています。



平成21年度の調査研究事業には、研究の成果を発信するためのセミナーの開催も含まれていることから、昨年度と同様に当法人の所在地である群馬県高崎市においてセミナーを2月25日・26日の日程で開催しました。

今回のテーマは「福祉サービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援に向けて」としましたが、38都道府県から約300名の参加を得ることができました。昨年度のセミナーと比べて、矯正施設、保護観察所、更生保護施設などからの参加者が増加し、また、開設後間もない地域生活定着支援センターの職員も10名程度が参加しました。まさに、福祉関係者と法務関係者、その間を取り持つ地域生活定着支援センターが一堂に会して、熱心に意見交換・情報交換を行うとともに、連携協力のネットワークの輪を広げるという大変有意義なセミナーとすることができました。

本調査研究事業にご協力いただいた方々、セミナーに参加していただいた方々に心より感謝申し上げますとともに、多数の方々のご支援ご協力によりまとめることのできた本報告書が、第一線で支援に取り組む皆様に大いに活用され、矯正施設を退所した知的障害者等の地域定着が進展することを期待しています。

平成22年3月

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
理事長 遠藤 浩

調査研究事業計画

1. 研究目的

刑務所、少年院等の矯正施設を退所した知的障害者等に対して、地域生活への移行に向けた効果的な支援を行うことが社会的課題となっています。国においても平成21年度から矯正施設と福祉関係機関等との調整を行い、福祉サービスにつなげるコーディネイト役を担う「地域生活定着支援センター」事業が開始され、矯正施設退所後の地域での支援体制作りが各地で広がっていくことが期待されています。

こうした中、速やかな地域生活移行に向けて、大きな鍵となるのが、社会生活への適応支援を担う福祉施設等の役割です。しかし、効果的な支援方法については整備されておらず、先駆的に取り組んでいる施設等における支援の実態についても情報は限られていることから、矯正施設退所者を受け入れるにしてもどのように取り組むべきか手探りの状況となっています。

このため、福祉施設等における地域生活移行につなげる支援の実践事例を収集・分析し、効果的な支援プログラムを開発することにより地域生活移行を促進するとともに、地域生活移行後の定着支援プログラムを開発することで、地域の受け皿作りを進め、国の施策の推進に寄与することを目的としました。

2. 研究内容

矯正施設を退所した知的障害者等の支援について、障害福祉施設、救護施設、更生保護施設等における地域移行に向けた実践事例、グループホーム・ケアホーム・通勤寮、地域生活支援センターにおける地域への定着のための実践事例を、できる限り多様な対象者が含まれるように留意しつつ収集し、その実践事例により得られた情報を次の(1)、(2)により整理し直してその支援の効果の分析を行うとともに、課題を整理する。

また、次の(3)により、地域生活に定着するための支援について、モデル的に実践を行うことにより、課題を整理するとともに、実際に取り組んだ支援の方法の効果を検証する。

これらにより、矯正施設退所後から地域生活に定着するまでの間の標準的な支援計画の作成と、標準的な支援方法の実践を明らかにするため、「施設等における地域移行向けの支援プログラム」と「地域生活移行後の定着支援プログラム」を開発する。

(1) 施設での実践事例とその支援内容

ア. 対 象 障害福祉施設・救護施設・更生保護施設

イ. 方 法 1) 受け入れ時から地域移行まで時系列に記載

2) 以下の2項目について、特に留意している内容について記載

- a) 地域移行に向けての支援内容
 - 犯罪に至った要因の軽減のための支援
 - 地域生活を送る上での支援ニーズ
- b) 法令遵守の支援
 - (犯罪の再犯防止に寄与する支援を含む)

(2) 地域生活支援センター等における実践事例とその定着支援内容

- ア. 対 象 グループホーム・ケアホーム・通勤寮、地域生活支援センター
- イ. 方 法
 - 1) 支援チーム編成時から定着支援の現状まで時系列に記載
 - 2) 以下の3項目について、特に留意している内容について記載
 - a) 地域生活定着支援内容
 - b) 法令遵守の支援
 - (犯罪特有の再犯防止支援も含む)
 - c) 再犯時の支援内容
 - 3) 犯罪経歴に関する情報を共有している職員の範囲、また、外部の関係機関、関係施設・事業所へ提供した情報の範囲と提供の方法について記載

(3) 地域生活移行後の定着支援のモデル事業の実施

- ア. 福祉施設等から、又は矯正施設から直接に地域生活（グループホーム・ケアホーム・通勤寮を含む）に移行する知的障害者等を対象にして、再犯を防止し、地域生活に定着するための支援について、次の3か所でモデル的に実践を行う。
 - 1) 社会福祉法人 飛山の里福祉会
 - 2) 社会福祉法人 滋賀県社会福祉事業団
 - 3) 独立行政法人 国立のぞみの園
- イ. 効果的な支援プログラムを作成し、これを検証する。

3. 研究の実施体制

本調査研究を実施するため、国立のぞみの園の主催により「研究検討委員会」を設置し、本調査研究の進捗状況の把握、収集した実践事例の分析と課題の整理、支援プログラムの検討と検証等を行う。

ア. 研究検討委員会の構成

・委 員

矯正施設を退所した知的障害者の支援に先駆的に取り組んでいる障害福祉施設、救護施設、更生保護施設、ケアホーム運営事業所、地域生活支援センター、地域生活定着支援センター等で実際に支援に携わっている職員

・アドバイザー

厚生労働省及び法務省の行政担当者、地方更生保護委員会及び保護観察所等の職員、学識経験者

イ．開催予定 平成21年7月に設置し、6回開催する。

ウ．研究検討委員会の事務局は、国立のぞみの園内に設置する。

4. セミナーの開催

研究結果等を踏まえ、全国の関係者の参加を得て次のようなセミナーを開催し、矯正施設を退所した知的障害者等の地域生活支援事業の全国的な普及に向けた啓発を行うとともに、この事業に取り組み、又はこれから取り組もうとする行政関係者、福祉施設等の職員の知識と支援技術等の向上を図るものとする。

(1) 対 象 法務省・厚生労働省関係者、県・市町村福祉担当者、福祉施設関係者、地域生活支援センター関係者、更生保護施設関係者など

(2) 開催時期 平成22年2月25～26日

(3) 開催場所 群馬県高崎市

5. 報告書の作成

- ・検討結果等をまとめた研究報告書を作成する。(平成22年3月)
- ・研究報告書の作成に合わせて、各研究委員からの実践事例の報告を基に事例集を作成する。

調査研究事業報告（概要）

1. 研究検討委員会による支援プログラムの開発

（１）研究検討委員会の設置

本調査研究事業の実施のために、国立のぞみの園の主催により研究検討委員会を設置し、委員として、矯正施設を退所した知的障害者等の支援に先駆的に取り組んでいる施設・事業所で実際に支援に携わっている職員に参加いただき、また、アドバイザーとして、厚生労働省と法務省の関係者及び学識経験者に参加いただきました。

研究検討委員会では各委員が先駆的に取り組んでいる実践事例を収集し、これらの事例の中で実践された地域移行に向けた支援、地域定着に向けた支援の効果を分析するとともに、浮かび上がった支援の課題に対応する方策を検討することなどにより、具体的な支援プログラムをまとめました。

研究検討委員会	第1回	平成21年	7月	3日	（東京）
	第2回	平成21年	9月	4日	（東京）
	第3回	平成21年	10月	15日	（群馬）
	第4回	平成21年	11月	13日	（東京）
	第5回	平成21年	12月	11日	（東京）
	第6回	平成22年	3月	11日	（東京）
合同研修		平成22年	2月	25／26日	（群馬）

（２）本調査研究により開発した支援プログラムの特徴

本調査研究により開発した支援プログラムの特徴として次の点が挙げられます。

① 目的は「地域生活での自立」

本調査研究の目的は、「矯正施設を退所した知的障害者等が福祉の支援を受けることにより地域生活における自立を目指す」ことにあります。他の矯正プログラムである薬物・性犯罪・粗暴改善プログラムのように再犯防止を直接的な目的とするものではありません。

また、矯正施設を退所した知的障害者等の特徴のみを特筆したものではなく、法令遵守、生活基盤、健康管理、日中活動など支援の領域全般にわたって一連の支援の流れと具体的な支援の方法を網羅しています。

② 環境的要因と認知（問題解決方法）のゆがみに対する働きかけの視点

再犯防止を直接的な目的とするものではありませんが、支援プログラムの重要な視点としては、関係者から本人のそれまでの経歴等の聞き取り、本人との面接、本人の行動観察等によるアセスメントに基づき犯罪行為に至った要因をできる限り理解し、その要因の軽減・除去に向けて、犯罪行為を誘発しないような環境調整、さらには、本人の認知（問題解決方法）のゆがみを修正するための治療・訓練などを支援の実際に組み込むことが重要です。

ただし、衝動的な犯罪、重大な暴力犯罪、薬物中毒などに至った要因への対応は、福祉の現場では限界があり、治療教育の専門家に委ねる必要があります。

③ 障害者ケアマネジメントの手法の活用

福祉の現場で支援に携わる職員が利用しやすいように、障害者ケアマネジメントの手法を活用することとしました。

まず、アセスメントの実施から個別支援計画の作成までの流れに沿って、アセスメントの実施により犯罪に至った要因をできる限り理解し、その要因の軽減・除去に向けて、犯罪行為を誘発しないような環境調整、さらには、本人の認知のゆがみの修正に重点を置いた支援目標を設定するモデル、支援目標を達成するため具体的支援方法を記載する個別支援計画を作成するモデルを開発しました。

なお、これらのモデルの開発にあたり、支援の全体を「本人の認知」に関する支援と「環境的要因」に関する支援に区分し、また、環境的要因に関する支援については、住まいと収入の確保、福祉サービスの利用、健康管理等の「日常生活基盤の整備」に関するものと、コミュニケーション、社会生活技術、就労等の「社会生活基盤の整備」に関するものに区分し、これらの区分に応じて法令遵守、生活基盤、健康管理、社会的リハビリ等の「支援の領域」（下記④の表を参照）を設定しました。

個別支援計画を作成するモデルでは、これらの支援の領域ごとに具体的支援方法を記載していくという手法を用いています。

④ 地域移行に向けての支援と地域移行後の定着支援を一連の流れとして捉えた支援プログラムの開発

本調査研究の計画段階では、福祉施設等における地域移行に向けての支援プログラムと地域移行後の地域定着に向けた支援プログラムの2種類の開発を想定していました。

しかしながら、支援プログラムについて検討した結果、必要とされる支援の全体を下の表のような支援の領域ごとに区分することが有効であること、また、地域移行前と移行後で、あるいは、施設生活と地域生活で分離するよりは、矯正施設退所後から地域移行後の定着支援までを一連の流れとして捉えて支援目標を設定し、その目標達成のために支援の領域ごとに具体的な支援方法を個別支援計画で定めるとともに、節目、節目の時期に支援目標と個別支援計画を見直していくという方法を採用することが有効であるとの結論に至り、全体として一つのプログラムとしてまとめました。

支援の領域	場 所	時 期
法令遵守	施設等 (障害福祉施設・救護施設) (更生保護施設)	入所時期
生活基盤（住まいと所得）		中間時期
健康管理		地域移行準備時期
日常生活活動（余暇・就職）	地域生活 (グループホーム・ケアホーム ・通勤寮・地域生活支援セン ター)	地域移行時期
家族環境		定着時期
社会的リハビリ (コミュニケーション・社会 生活技術・就労)		離職・再犯時

⑤ 支援上の留意点の明記

矯正施設を退所した知的障害者等に対する福祉分野での支援については、着手されて間もない時期であり、このような人たちを福祉施設等で受け入れる意義や受け入れる福祉施設等の役割などについては、社会的にあまり理解が進んでいません。

このような状況の中で、実際に支援に取り組む施設・事業所、また、支援に携わる職員などは、入所施設の位置づけ、支援に携わる職員間の支援理念の統一と共有化、支援を受ける対象者にとってキーパーソンとなる職員の役割などを十分に理解して実践する必要があることから、これらの事項を留意点として明記しています。

(3) 受け入れマニュアルの作成

本調査研究により収集した実践事例に基づき、施設等で受け入れるにあたっての事務手続きや支援のポイントをまとめた受け入れマニュアルを作成しました。

施設や事業所の種別によって、受け入れのための準備や手続き、あるいは、連絡調整や連携協力の相手方などが異なることから、障害福祉施設、救護施設、グループホーム・ケアホーム・通勤寮、地域生活支援センター、更生保護施設のそれぞれに対応した5種類の受け入れマニュアルを作成しました。

その主たる内容は、障害関係施設等で矯正施設を退所した知的障害者等を受け入れるにあたって、①地域生活定着支援センターからの紹介、②本人の面接、③受け入れの検討、④入所の判定、⑤受け入れ準備、⑥合同支援会議、⑦入所、⑧その他（入所時の本人にかかわる経費）としてとりまとめました。

ただし、更生保護施設では、入所者に知的障害等があり、社会生活での自立のために福祉の支援が必要と認められる場合の支援方法という視点でとりまとめました。主たる内容は、①福祉の支援が必要と判断された場合、②主な福祉サービスはどこに相談すればよいか、③知的障害者の認定（療育手帳の取得）、④援護の実施者となる区市町村について、⑤軽度知的障害者の支援のポイントとしてとりまとめました。

（４）事例集の作成

本調査研究で開発した支援プログラムによる支援の実際について具体的なイメージを持つことができるように、研究検討委員会の委員が実際に支援に携わった事例のうち１０事例について、各事例の情報をこの支援プログラム（具体的には、アセスメント表、チェックシート、個別支援計画表等）にあてはめて再整理し、事例集としてとりまとめました。

（５）課題の検討

研究検討委員会において議論する中で、矯正施設を退所した知的障害者等の地域生活支援に関わるいくつかの制度的課題が見出されたことから、これらを取りまとめ、報告書の中に明記しました。

２．モデル事業の実施

（１）地域での支援に関するモデル事業の実施

矯正施設を退所した知的障害者等が、地域の中で自立生活を送り、かつ、地域に定着できるように支援するモデル事業を行い、支援の課題を整理するとともに、実際に取り組んだ支援方法の効果を検証することなどにより得られた成果を支援プログラムの開発に反映させました。

モデル事業について、本報告書では次のような内容を取りまとめています。

① 支援チームの編成時から定着支援の現状までの時系列の取り組み内容

② 留意事項

- ア．地域生活定着支援内容
- イ．法令遵守の支援内容
- ウ．再犯時の支援内容
- エ．本人の犯罪経歴情報の共有方法と内容

（２）モデル事業の実施施設・事業所

- ① 社会福祉法人 飛山の里福社会 （栃木県）
- ② 社会福祉法人 滋賀県社会福祉事業団（滋賀県）
- ③ 独立行政法人 国立のぞみの園 （群馬県）

3. 啓発活動

(1) 福祉セミナーの開催

群馬県高崎市において、平成22年2月25日から26日まで、「福祉サービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援に向けて」をテーマにセミナーを開催し、行政関係者、福祉施設・事業所の関係者、障害者就業・生活支援センターや地域生活支援センターの職員のほか、矯正施設、保護観察所、更生保護委員会、更生保護施設等の法務関係者など、全国から約300名が参加しました。

2日間にわたるプログラムを通じて、法務関係者と福祉関係者との相互理解と連携協力に対する高い関心、また、具体的な支援方法を模索している現場の職員が支援プログラムの開発に寄せる大きな期待を実感できました。

(2) 研究報告書普及版の作成

本調査研究の成果を広く行政関係者、福祉施設、矯正施設の関係者、研究者等に提供するため、研究報告書の普及版を作成しました。施設・事業所の種別により受け入れのポイントや支援プログラムの内容が異なることから、報告書とは別に施設・事業所の種別毎にとりまとめ、関係者に配布することとしました。

I. 支援プログラム

1. 支援プログラムの目的	17
2. 支援プログラム開発の必要性	17
3. 対象障害	17
4. 用語の定義	17
5. 対象者	18
6. 支援プログラムの基本的な考え方	20
7. 具体的手法	21
(1) 障害者ケアマネジメントの活用	
(2) 地域移行に向けての支援と地域移行後の定着支援を一連として捉えた支援プログラムの作成	
8. 支援プログラムの作成方法	23
資料① 支援の領域	33
資料② 「アセスメントからのチェックシート」用 支援目標モデル	35
資料③ 「プランニング表」用 具体的支援方法モデル	39
資料④ 支援プログラム様式	
アセスメント表	62
アセスメントからのチェックシート	64
プランニング表	65
モニタリング表	66
更生保護施設用アセスメント表	67
更生保護施設用プランニング表	70

1. 支援プログラムの目的

福祉サービスを提供することで、矯正施設（刑務所・少年院等以下「矯正施設」という。）を退所した知的障害者等の地域での自立した生活を目指すものであり、福祉関係施設等及び地域での支援プログラムとして障害者ケアマネジメントの手法を活用した個別支援計画モデルを開発することを目的としています。

故に他の矯正プログラム（薬物・性犯罪・粗暴犯への処遇プログラム）のように直接的に再犯防止の対策を目的としていません。

2. 支援プログラム開発の必要性

地域生活定着支援センターが全国に設置され、矯正施設から福祉関係施設等へのコーディネートする機能は整備されるものの、実際に福祉サービスを提供する役割を担う施設（福祉関係施設・更生保護施設等）での受け入れが進まないのが現状です。

要因としては、施設で受け入れることによる様々なリスク・不安によるものが挙げられますが、特に「どのように支援すれば良いかわからない」など、施設での受け入れ、地域移行のためのマニュアル・手引きの整理がなされていないこと、そして、個々の対象者への支援プログラムが開発されていないことが挙げられました。

3. 対象障害

- ① 知的障害者
- ② 精神障害者

（知的障害を伴う者又は常時医療的ケアを必要としていない状態であること）

＊発達障害者については、知的障害を伴う場合に対象とします。

4. 用語の定義

- ① 支援プログラム

矯正施設を退所した知的障害者等を受け入れた施設（障害福祉施設、救護施設、更生保護施設）や地域（グループホーム・ケアホーム、地域生活支援センター）における地域生活支援のための個別支援計画書です。

- ② 受け入れマニュアル

福祉関係施設等で受け入れるにあたっての事務手続きや、支援のポイントをまとめた運営マニュアルを、これまでの事例に基づき作成しました。

5. 対象者

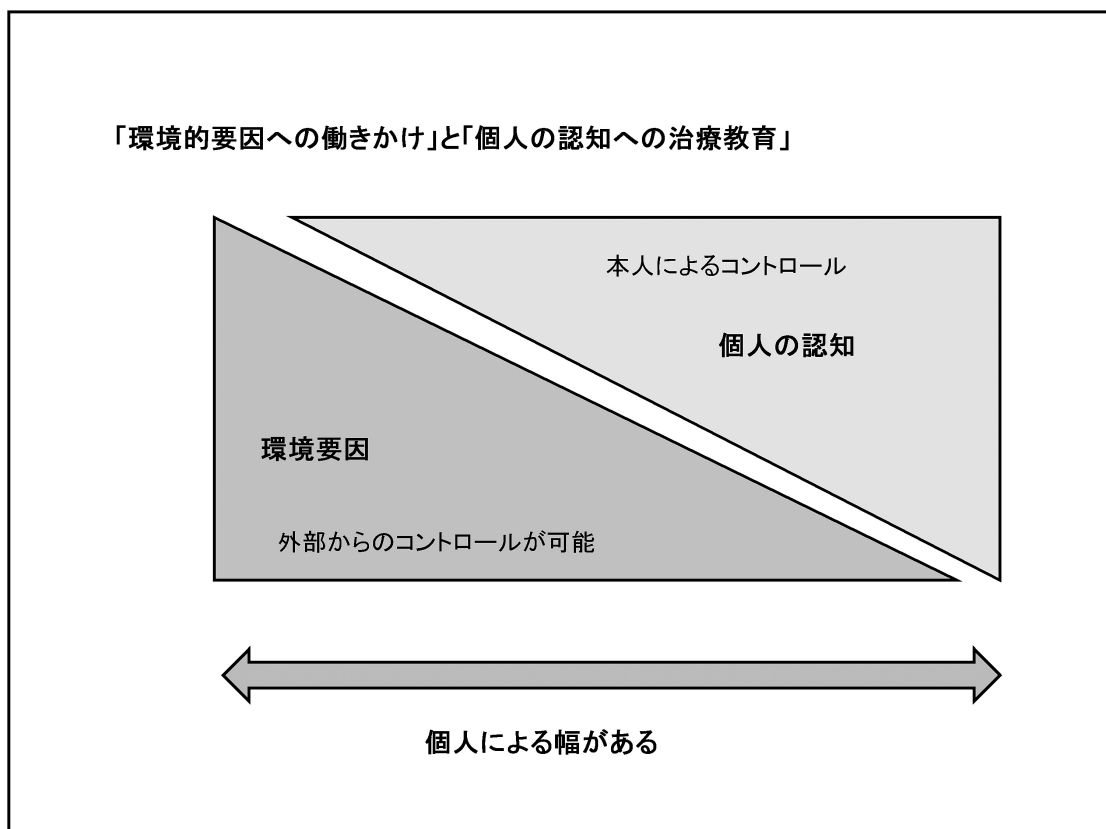
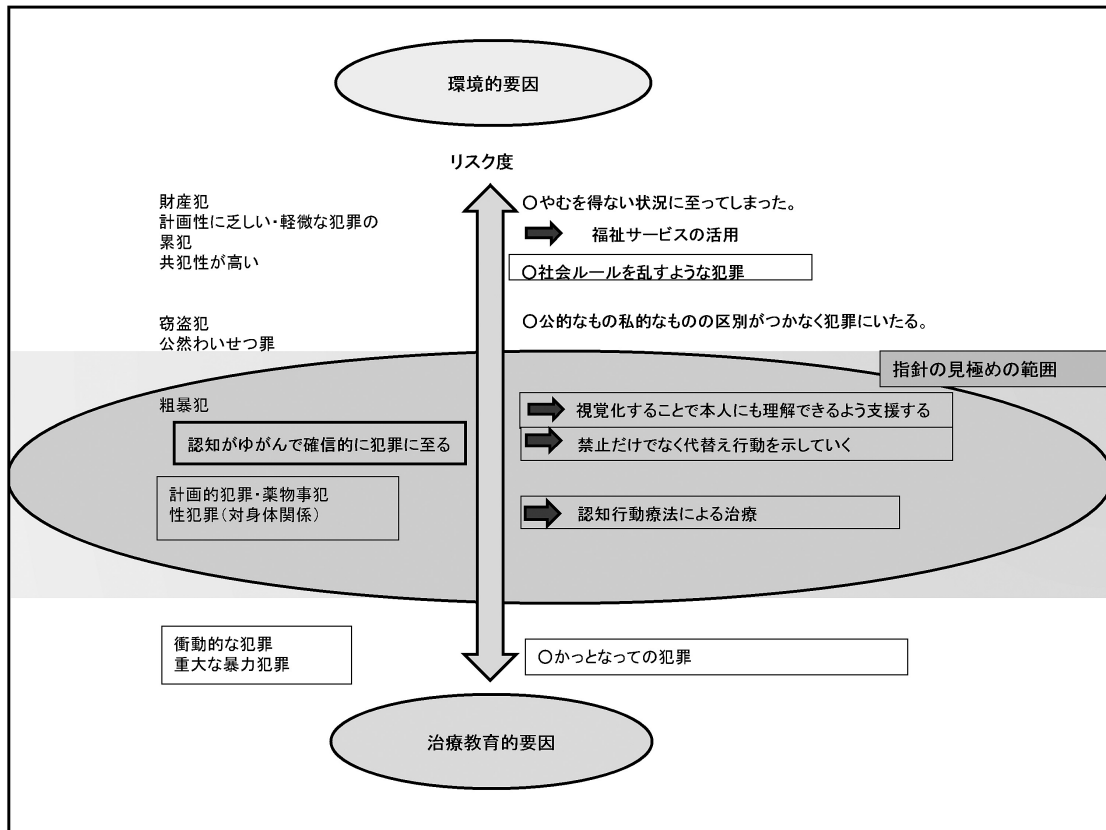
知的障害者の犯罪の特徴として考えられることとしては、次のような点が挙げられます。

- 社会・経済的視点＝環境的要因
 - ・ 十分な教育が受けられないことや、家庭の養育力不足、貧困、福祉の支援を受けていないことにより、やむを得ない状況で犯罪に至っている。
 - ・ 計画性が少なく、周囲から影響を受けやすいことから、その場の状況で行動に至っている。
 - ・ 私的な部分と公的な部分の区別がつかない（窃盗など）。
 - ・ 属性が強く、主犯格から指示されての共犯となる。
 - ・ 窃盗（車上荒らし・万引き・置き引き）、詐欺（無銭飲食等）、器物破損等の微罪の累犯が多い。
- 認知のゆがみの視点（問題解決方法が社会的ルールに反している）
 - ・ 自分の行為の重大性を理解できない。
 - ・ 私的な部分と公的な部分の区別がつかない（公然猥褻罪など）。
 - ・ 認知のゆがみによる確信的犯罪（性犯罪・粗暴行為）
- 治療教育のケアが必要な視点＝治療教育的要因
 - ・ 衝動的な暴力による重大な行為
 - ・ 薬物・性犯罪

今回の研究の対象者は、福祉サービスの提供により、環境的要因を軽減・除去・誘発しないよう調整及び改善することで、地域生活の自立を目指す支援プログラムの検討を行うこととしました。

また、環境要因の改善だけではなく、多くの場合に「認知」のゆがみと言うことも多く関わっており、認知に対する専門的な支援も必要です。ここでは福祉関係職員が取り組むことが可能な範囲で認知への働きかけを行うものであり、具体的には言葉だけではなく、視覚化することで本人が理解を得やすいよう支援するものです。

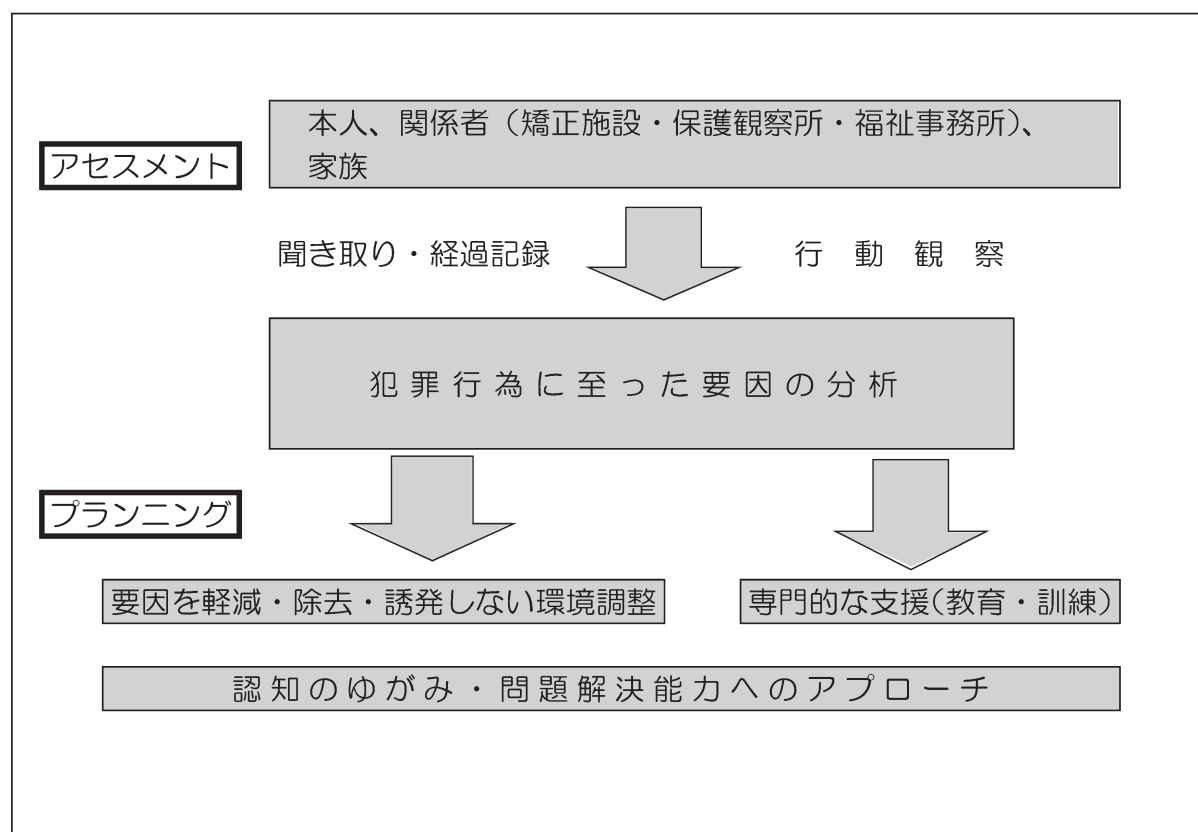
ただし、専門的医療ケア等を必要と思われる治療教育的要因の分野については、対象とするのは難しいのが現実です。治療教育的な分野については、認知行動療法による治療や精神科・心理科治療等が必要です。



6. 支援プログラムの基本的な考え方

支援プログラムは、犯罪に至った要因（地域での生活に生き辛くなった要因）の軽減に向けての支援、言い換えれば、地域で自立して生活するためのニーズへの支援に主眼をおくこと前提とします。

そのためには、本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき犯罪行為等に至った要因を理解し、これら軽減・除去・又は誘発しないような環境調整と地域生活へに向けた必要な専門的支援（教育又は訓練）や認知のゆがみそして問題解決能力へのアプローチが組み込まれた個別支援計画を作成することとしました。



7. 具体的手法

(1) 障害者ケアマネジメントの活用

支援プログラムの手法については、今後の普及という視点を考えると、新たな手法を考案するよりも、平成15年度の支援費制度導入以来、障害福祉での支援計画として普及している個別支援計画の作成手法である「障害者ケアマネジメント」の手法を活用することとしました。

研究検討委員会は、主たる研究として、実態調査を行った、委員個々が先行して実施してきた事例を基に次の支援モデルを作成しました。

1. 支援の領域

(P 33)

支援の領域とその中に含まれる具体的支援項目を示しています。

2. 「アセスメントからチェックシート」用 支援目標モデル (P 35)

犯罪行為に至った要因から浮かび上がった支援目標・領域についてモデルを作成しました。

具体的支援目標につなげるためのポイントになります。

「本人の認知や治療教育的ケアの要因」と「環境的要因」に分けられます。

3. 「プランニング表」 具体的支援方法モデル

(P 39)

個別支援計画を作成するにあたり、設定した支援目標に対する具体的支援方法と期待出来る効果を領域別に、これまで先駆的に取り組んできた事例から集約したものです。

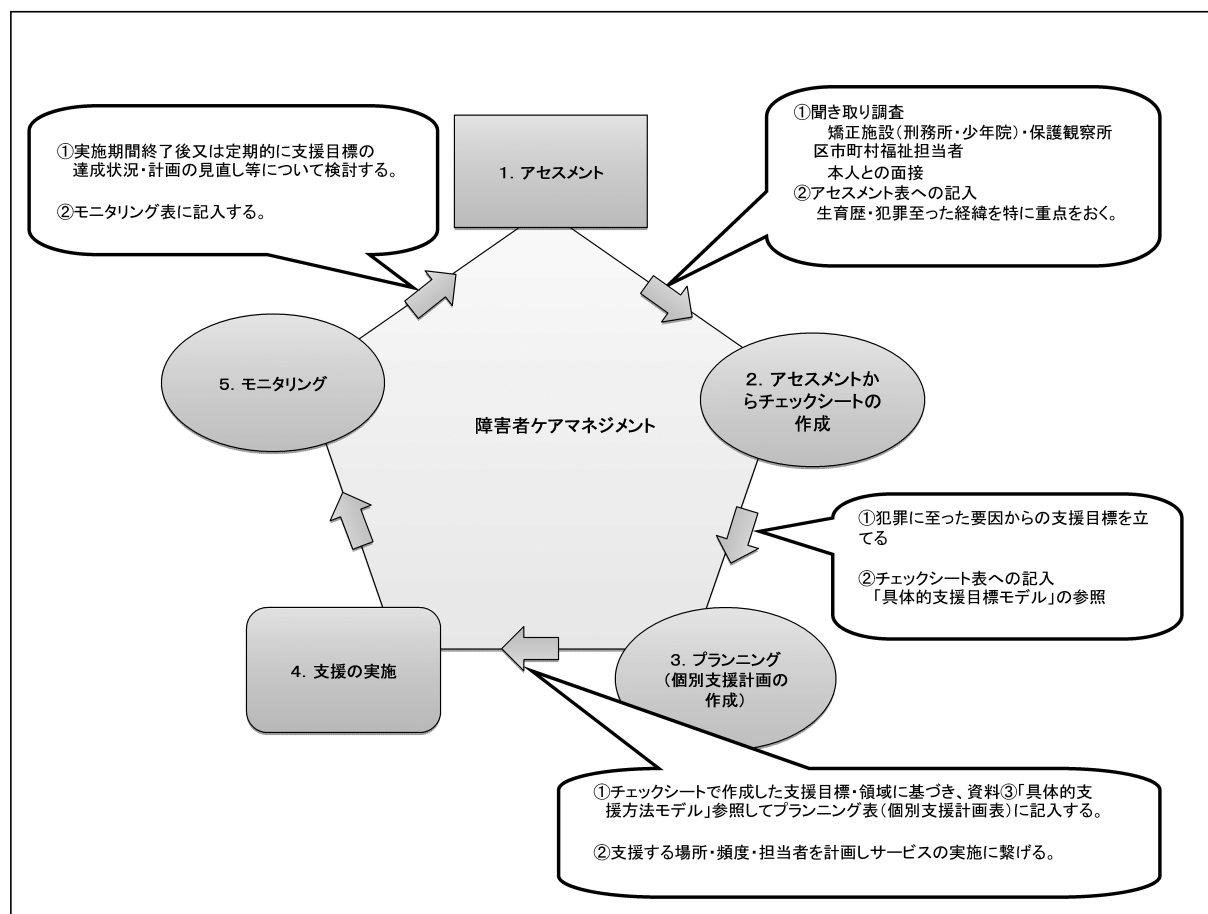
地域生活で自立を目的とする支援プログラムという特徴を持ち、矯正プログラムではないことから、矯正施設を退所した者だけの特有の支援プログラムではなく、知的障害者等の一般的な支援方法も含まれています。

(2) 地域移行に向けての支援と地域移行後の定着支援を一連として捉えた支援プログラムの作成

本研究は、計画段階では、福祉関係施設における地域移行に向けての支援プログラムと地域移行後の定着支援プログラムの2種類の開発を想定していましたが、各支援領域（項目毎の支援内容）を施設等と地域生活で分離するよりは、矯正施設から地域支援という一連の流れを捉え、支援提供側も各段階での支援内容を理解することが必要と判断しました。

支 援 の 領 域	場 所	時 期
法令遵守 生活基盤（住まいと所得） 健康管理 日常生活活動（余暇・就職） 家族環境 社会的リハビリ （コミュニケーション・社会生活技術・就労）	施設等 （障害福祉施設・救護施設） （更生保護施設）	入所時期
		中間時期
		地域移行(準備)時期
	地域生活 （グループホーム・ケアホーム・通所寮・地域生活支援センター）	地域移行時期
		定着時期
		離職・再犯時

8. 支援プログラムの作成方法



主

訴

△ 主 訴

福祉サービスの提供による、地域での自立生活を送ること。

◎ 留意点

- ① 地域生活移行を前提とした支援内容
施設入所期間は出来るだけ短期間かつ経過的なものであること
- ② 波及効果として再犯防止が期待できる

① アセスメント (様式 P 62)

◎ 方 法

- ① 聞き取り調査
矯正施設（刑務所・少年院等）・保護観察所よりの情報
区市町村福祉担当者
矯正施設内での本人との面接
(「面接時の質問事項例 P 323」参照)
- ② アセスメント表への記入

◎ 留意点

- ① アセスメントはチームケアで様々な意見を取り入れる。
施設内に各分野からなるチームを編成する。
etc・生活支援担当者・活動支援担当者（就労担当）
・地域移行担当者（進路担当）・医療担当者
- ② 生育歴・家庭環境・犯罪に至った状況を重点的に調査する。

② アセスメントからチェックシートを作成する。(様式 P 35)

◎ 方 法

視 点

犯罪に至った要因

支 援 目 標

領 域

①で作成したアセスメント表を基に、何故犯罪に至った要因を検討し、資料②「アセスメントからのチェックシート用支援目標モデル」(P 35)を参照し、「視点」「犯罪に至った要因」「支援目標」を選び記入する。

資料①「支援の領域」(P 33)を参照し、どんな支援の領域があるかを選び記入する。

アセスメントからチェックシートの例

視 点	犯罪に至った要因	支援の目標	領 域
罪の認知 (窃 盗)	○生活資金が足りなかった。	○生活資金の確保	生活基盤
	○安定した生活資金がなかった	○就労による安定した資金の確保	家族環境整備
	○仕事に意欲がなく、職場を転々としていた。	○就労による生き甲斐作り	社会的リハビリ(就労)
	○手にしたお金はすぐに使ってしまった。	○計画性のある支出	社会的リハビリ (社会生活技術)
	○手軽な借金をしてしまう		
	○困ったときに相談できる人がいない。 (信頼できる人がいない) 生活の不安定	○信頼できる人間関係作り ○安心できる生活の場の確保	社会的リハビリ (コミュニケーション) 活基盤・日常生活
	○頼る人に利用され犯罪に巻き込まれた (累犯の原因)	○悪い仲間との絶縁	生活基盤
	○同僚との関係がうまく行かず職員寮で鬱状態となる。 そのことがきっかけとなり離職する。	○矯正施設で服用していた安定剤の調整 ○その他治療が必要と思われる箇所を入所期間中に完治させる。	健康管理

③ プランニング（個別支援計画）作成する（様式 P 65）

◎ 方 法

支 援 目 標	②で作成したチェックシートに基づき記入する。
領 域	②で作成したチェックシートに基づき記入する。
支 援 方 法	資料③「具体的支援方法モデル」（P 39）を参照し、「領域」ごとにモデルの中から「支援方法」を選び記入する。
具体的支援方法	資料③「具体的支援方法モデル」（P 39）を参照し、支援方法ごとにモデルの中から、「期待される効果」を参考にしながら「具体的支援方法」を選び記入する。
頻度・担当者／担当者	支援の実施に向けて、頻度・時間と実際に担当する者を記入する。

プランニング表（個別支援経過）の例

支援目標	領 域	支援方法	具体的支援方法	頻度・時間	担当者
1. 信頼できる人間関係づくり	法令遵守	1. 遵守事項（＊）の設定	①入所時に施設長より確認する 1) 施設より無断で出て行かないこと 2) 他人の物は盗らない	入所時	施設長 地域移行担当
2. 安心できる生活の場の確保		2. 本人との話し合い	①ミーティングの実施 ②毎日日記を書く 毎晩に当直者と日記の中身とその日の出来事を話し合う。	毎日、就床前	夜勤者
3. 就労による所得保障と生き甲斐作り					
4. 計画的な金銭の使用と管理	生活基盤 所得保障	当面 生活保護の受給 入所後障害基礎年金の申請をする	①受刑中に生活保護の申請準備 ②施設入所後障害基礎年金申請 ③地域移行後生活保護解除	・受刑中 ・入所直後	地域移行担当
5. 治療必要箇所の完治を目指す。	住まいの場	施設の中の段階的利用して 安心できる場の確保	第1段階（個室） 生活寮 第2段階（小集団生活） 職員宿舎 第3段階（地域生活） 地域生活体験ホーム	2ヶ月 3ヶ月 6ヶ月	桜寮 体験ホーム係 体験ホーム係
	健康管理	・安定剤の減量により体調を整える。 ・各科の治療	精神科の定期診断	2週間1回 治療計画 （1科1週間1回）	生活支援担当 医療支援担当
	コミュニケーション	安心できる場の確保	キーパーソンの配置 何でも相談できる存在 質問の回答先の集中	朝夕の声かけ	ケース担当 〇〇〇〇
	社会生活技術 （金銭管理）	計画的な支出	小遣いの自己管理による計画的な外出での買い物	・小遣い月5千円の自己管理 ・月2回の外出	ケース担当
	就 労	就労できる体力作り	第1段階 活動支援部での各種作業体験 挨拶の励行 第2段階 請負などの重労働の体験 第3段階 就職活動	1ヶ月 3ヶ月 7ヶ月	活動支援部

＊「遵守事項」 施設利用時等にあつたての施設長等との約束事であつて更生保護法第50・51号での遵守事項とは異なるもの

④ 支援の実施

留意点として次の点が挙げられました。

(1) 入所施設の位置づけ

矯正施設を退所した後の生活の場としての施設等は、拘束性が高いだけに直接アパートや賃貸住宅等が理想であり、少なくともグループホームやケアホームの準備ができればこの上ありません。

再犯防止・社会防衛のために矯正施設の代替えとして居住場所を固定し、社会から隔離することを目的とするねらいがあるとすれば、この取り組みの対象ではありません。

現実として矯正施設での社会から隔離された生活の中で、心身的に悩み・病んでしまったり人間関係がうまくいかなかったなど、そんな時に、とりあえずの安らぎの場、生き直しの場を確保する場合がありますし、経済的にも地域で生活するための本人の所得確保の手段としての公的年金取得の手続きや、就労の機会を確保するまでの期間として入所施設の機能を活用する社会的リハビリの機会は必要であり、役割だと考えられます

さらに、将来、地域の中での生活を視野に入れ、本人を見極めていくための段階的支援の中の一つとして位置づけられるならば、入所施設での支援も有効に作用すると考えられます。

また、グループホーム・ケアホームでの小グループの生活において、人間関係は大切であり、どんな仲間ならうまく付き合えるかを確認するために一時的に施設に入所（長期・短期）し、その後グループホーム・ケアホームに移るという方法も考えられます。

入所施設はあくまで通過的、有期限有目的で利用されるものでなくてはなりません。また、個別支援計画も地域移行までの目標を定めて取り組まなくてはなりません。

もちろん福祉施設は契約ですので、矯正施設に入所中に福祉施設の内容の説明を行い、利用意思を確認することが必要です。

また、地域移行後もいつでも相談できる、帰れる場所として、緊急的に居場所がなくなったときに無条件で受け入れる場所として位置づけることができると考えられます。

(2) 職員の支援理念の意識の統一・共有化

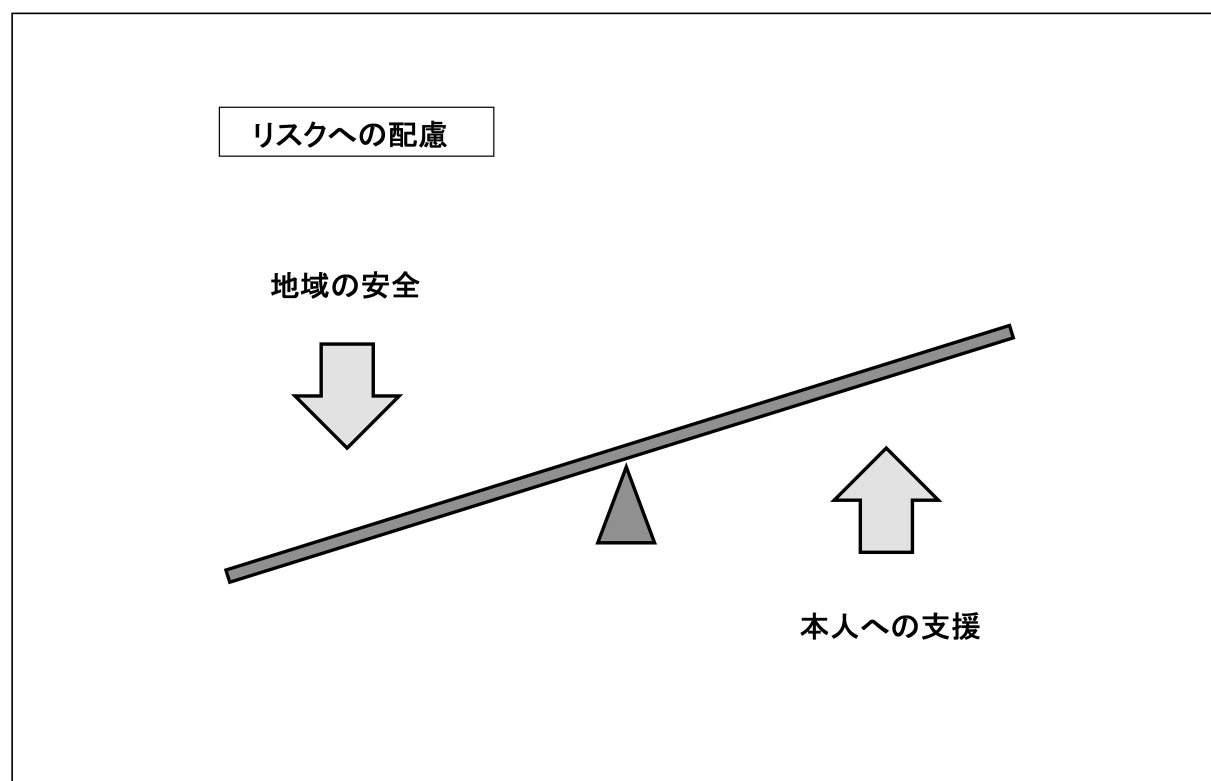
罪を犯した者（犯罪加害者）をなぜ支援していくのかということに対して、関わる職員間でその意義についての統一は不可欠です。それは、犯罪被害者に対する心情にも考慮しながら、「罪を犯した知的障害者と言うことではなくて、罪は償って矯正施設から退所しているのだから一人の知的障害者として見ること。」を基本に、本人の犯罪行為に対する認知や、問題解決能力の乏しさについて理解し、本人が自己コントロール感を持てるよう

本人と支援する者とが協働関係のパートナーにあることを認識する必要があります。

実際の受け入れにあたっては、できるだけ綿密なアセスメントを基に、支援目標、支援方法の統一をチームケア会議などで確認しておく必要があります。

当然な事ながら、認知がゆがんでいる場合には、禁止だけの目標は理解できませんから、それに替わる積極的に行う目標と一緒に立てていくことが必要と思われます。

一方で、福祉に携わる職員はどうしても本人のニーズに応えることに視点を傾けがちですが、犯罪という反社会的行動という面では地域の安全と言うことのバランスを考えなくてはなりませんし、職員が犯罪被害者になってはならない支援体制も大事なことです。



(3) キーパーソンの位置づけ

支援プログラムのモデルの本文中にキーパーソンという言葉が出てきますが、支援の中で大きな役割を果たすことになります。

全体的な役割としては、次のことが考えられます

- ① 本人の受容の対象（本人の精神的支え、本人からのヘルプの対象）
- ② 日常的な支援者（施設職員・世話人）との調整
- ③ 支援チームの連絡調整、会議の企画・開催
- ④ 適切な情報の収集と支援チームへの適切な量の供給とコントロール
- ⑤ 個別支援計画の策定

本人にとっては初めて信頼できる、心を打ち明けられる存在となるかもしれません。ただし、支援チームはチームケアであり、決して1人で抱え込まないことも肝心です。

支援の中で大切な役割を担うキーパーソンですが、実際に支援する場所（施設内と地域）

によりキーパーソンの役割や形は変化すると考えられます。

< 施設 の 場 合 >

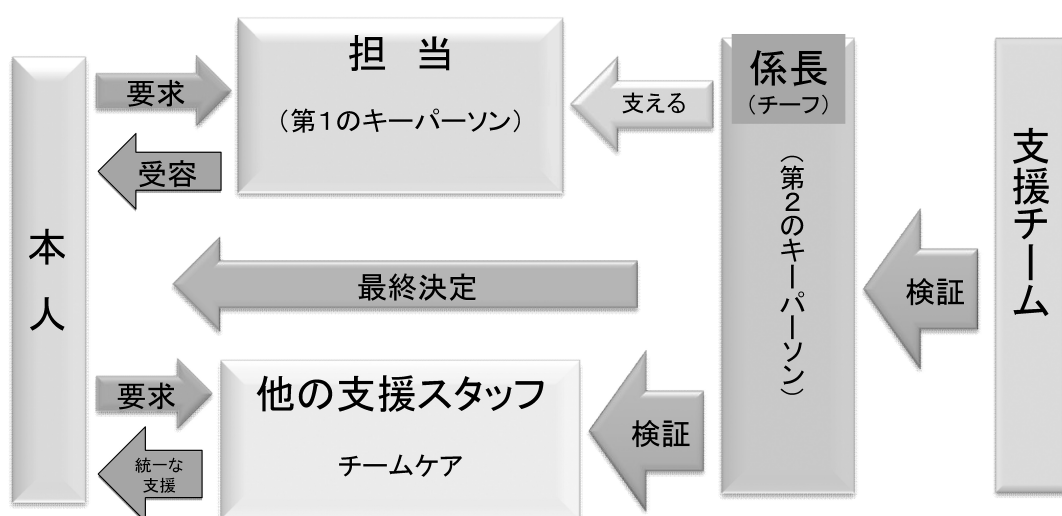
○ 実際の支援について

- ① 第1のキーパーソンが中心になって、本人の要求を受容します。
- ② 他の支援スタッフは、本人からの要求に対して統一的な支援（チームケア）を行います。
- ③ 第2のキーパーソンは以下のような役割を担います。
 - ・ 第1のキーパーソンが抱える悩み等について支えます。
 - ・ 他のスタッフへ支援の情報を伝えると共に、チームケアの検証を行います。
 - ・ 本人からの要求に対して最終的な決定を行います。
- ④ 支援チームが、第2のキーパーソンの役割について定期的に検証し、助言や指示を行うようにします。

○ 支援の注意点

- ① キーパーソンだけが関わればよいという形にならないよう、役割や関わり方の配分に留意します。
- ② 第1のキーパーソンが悩み等を抱え込まないように、2週間に1度程度、上司によるスーパービジョンを行い、支援の方向性等を確認します。
- ③ 第2のキーパーソンが恣意的にならないよう、支えることが必要です。

キーパーソンの位置づけ



< 地 域 の 場 合 >

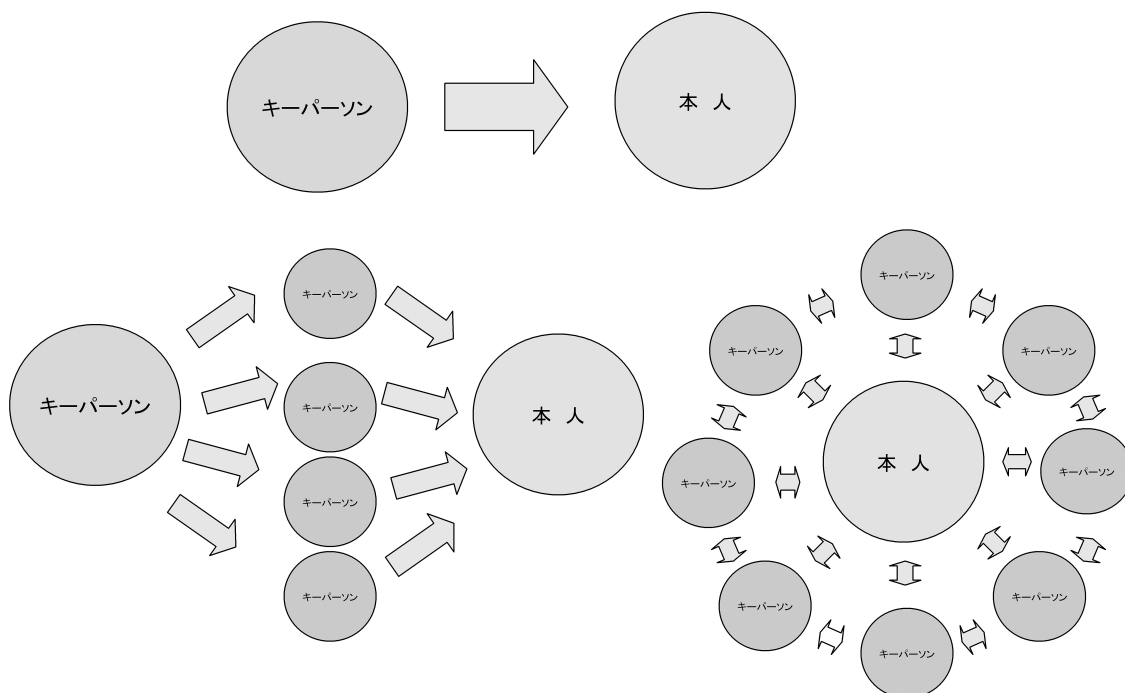
○ 実際の支援について

- ① 最初は1対1でキーパーソンが本人と向かい合い、安心できる人間関係を作ります。
- ② 落ち着いてきたら、本人とキーパーソンの中に、支援の内容によって複数のキーパーソンが関わるようにします。情報のコントロールや指示は最初のキーパーソンが行います。
- ③ 最終的に複数のキーパーソンが連携しつつ、支援内容や役割によって本人と均等に関わります。

○ 支援の留意点

- ① 施設から地域に移る際に、キーパーソンがいきなり変わるのではなく、施設のキーパーソンと地域のキーパーソンが両方関わる期間を作り、徐々に変わることが必要です。
- ② 最初に関わったキーパーソンが本人の心のよりどころになりつつ、徐々に支援の体制を変化させていくように配慮します。
- ③ 最終的な形になってもキーパーソンのキーパーソンは必要になります。この場合、本人の支援体制や支援内容について広く知っている人が適当です。実際には相談支援センター等がこの役割を担います。
- ④ 支援者が増えると同時に、情報の共有が問題となってきます。本人は支援者の情報の偏りを着いて、自分の要求を通そうとしてくる人が多いので、情報共有のレベルを下げ、より多くの情報を共有できるような配慮を行います。

キーパーソンの位置づけ



(4) 本人の経歴に関する情報の開示について

罪を犯した者（犯罪加害者）を受け入れから就労まで支援していく上で、どこまで本人の経歴に関する情報開示を行うか、さまざまな問題点があります。

受け入れから施設支援では、支援チームで情報の共有をすることで、支援の統一が図られ、チームアプローチがスムーズに行われます。

一方、施設を退所した後の方がさまざまな問題があります。まず、グループホームなど世話人、スタッフに対しての開示をどこまで行うか、犯罪名によっては、支援者の理解が得られない場合もあります。なぜ支援して行かなければならないかというポリシーも、併せて伝えていかなければなりません。

次に、就労に当たっての問題としては、事業主、ハローワークへの告知があります。事業主に対しては職場実習・トライアル雇用・正式雇用と各段階があります。どの段階で経歴を伝えるかは、事業主によって異なります。事業主に理解があれば、これまでの支援の内容について説明し、本人のために今後どのような支援が必要であるか、具体的に示すことで就労の定着に結びつくことが考えられます。

また、本人が周りの目（他の従業員）が気になり居心地が悪くなったり、職場に慣れてくるに従い、経歴を言ってしまう例もあります。また、周囲に飲み込まれないように過大に経歴を詐称してしまうこともあります。従業員との関係を保つためには、信頼関係を築きながら時期を見て、事業主に伝えること必要となってくる場合もあります。その場合には、施設等支援者がきちんとバックで支えているということを付け加えることは必要です。

また、ハローワーク等の公的機関に対する履歴書の提出において、虚偽の記載は違法となります。矯正施設に入所していた経歴については履歴事項にあたりますが、本人の判断により、不記載という例もあります。この場合、後で事業主に知られてしまったときには信頼関係が崩れ解雇の原因になることもあります。残念ながら履歴書に経歴を記載することにより、就職先が大幅に少なくなることも事実として見れています。

このように、本人の経歴に関する情報の開示についてはとても難しい判断をしなくてはなりません。本人の状態、雇用主の理解、ハローワークでの履歴書への記載など、その時の状況によって、ケースバイケースで行うことが良いと思われます。

⑤ モニタリング

◎ 方 法

- ① 支援目標に基づき、初期・中期・移行期・移行時に見直しを行う。
- ② モニタリング結果に基づき、再アセスメント、プランニングにつなげる。

資料① 支援の領域

[本人の認知 治療教育的要因]

支援の領域	具 体 的 例
法令遵守 (本人の認知の改善)	○再び罪を犯さないという問題解決力を高めていく。 図式化、構造化するなどにより、本人の知的能力に合わせて、理解しやすい方法を用いる。 ○認知行動療法
専門的医療ケア	○専門的再犯防止プログラム ○精神科・心理科による治療教育

[環境的要因]

① 日常生活基盤を整備する。

支援の領域	具 体 的 視 点
生活基盤 (福祉サービスの利用)	○住まいの確保 施設の入所 住宅の確保 ○収入の確保(当面の生活費) 公的年金
健康管理	○一般的医療的ケア 精神科(内服薬の調整) 発達障害の確認 内科、歯科、皮膚科等の慢性疾患の治療 ○栄養指導
日常生活活動	○余暇支援 ○就労支援 働く意欲と基本的訓練・体験訓練
家族・生育状況	○家族等との人間関係 幼・青年期の療育状況の確認 家族関係の状況の確認 本人の障害への理解 家族環境の改善(修復) 家族・友人からの分離
家族環境の整備	○家族自体への支援 生活困窮・福祉サービスの提供 ヘルパーの派遣・成年後見制度の活用

② 社会生活支援基盤を整備する。

支援の領域	具 体 的 例
社会的リハビリ コミュニケーション	○キーパーソンの存在（受容できる存在の確保） ○他人への自分の意思を伝える能力
社会生活技術	○電話等の活用 ○金銭管理 ○外出・買い物訓練



③ 社会参加を促進する

支援の領域	具 体 的 例
社会的リハビリ 就 労	○就労活動 就労意欲の自覚 基礎訓練（体力・挨拶） 職場実習・ジョブコーチ
余暇活動	○余暇活動・趣味

資料② 「アセスメントからのチェックシート」用 支援目標モデル
～ 犯罪行為に至った要因からの支援目標と領域

[本人の認知・治療教育的要因]

視 点	犯罪に至った環境的要因	支 援 目 標	領 域
罪の認知	○自分の行為が犯罪であり、悪いことであるとの認識がない。 ○悪いことだとわかっているが、他人の注目を得るために犯行に至る。 ○常習的犯罪行為であり、自分で抑制することは難しい。	○再犯予防の意識を高める。	法令遵守 (認知の改善)
	○抑制するためには、治療教育や医療的ケアを伴う支援が必要である。	○適正な医療的・心理的治療を行う。	医療的ケア
	○他者からの行為の仕返しのため、相手への被害を与える。	○再犯予防の意識を高める。	法令遵守
	○犯行そのものに興味・快感を持っている。(暴行・放火・性犯罪等)	○適正な医療的・心理的治療を行う。 ○犯した罪の重大さを学習させる機会を作る。	医療的ケア 法令遵守
性犯罪 (性的視点)	○女性に興味はあるが、同世代の女性には声かけられず、自分の指示に従う年下の女子にいたずらをしてしまう。	○性に対する認識の是正	法令遵守
	○性的欲求を抑えられず、衝動的に異性に暴行する。 ○性的欲求を抑えられず、計画的又は常習的に女性に暴行する。	○精神科医による医療的支援	医療的ケア